

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ サカウチゾウエンドボク
氏名又は名称 株式会社 坂内造園土木
住所 〒630-8431
奈良市窪之庄町354番地
フリガナ サカウチ リュウタ
代表者氏名 代表取締役 坂内隆太
電話番号 0742-63-0670
FAX番号 0742-62-8778
メールアドレス sakauchi@alto.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 サカウチゾウエンドボク
株式会社坂内造園土木
住 所 〒630-8431
奈良市窪之庄町354番地
代表者氏名 サカウチ リュウタ
代表取締役 坂内 隆太

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 サカウチ リュウタ 坂内 隆太 取締役 サカウチ タツヤ 坂内 達也	
事業の範囲	土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 サカウチゾウエンドボク 坂内造園土木
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8431 住所 奈良市窪之庄町137-1 電話番号 0742-63-0670 F AX番号 0742-62-8778 メールアドレス sakauchi@alto.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
坂内 隆太	第 316432 号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用器具	高速切断機	300mm	2台	
	グラインダー	100～180mm	5台	
	パイプソー	200mm	4基	
	パイプカッター	30mm以下	4基	
	鋳鉄管用カッター	50mm以下	1基	
	金切りのこ		4基	
管加工用器具	ネジ切り加工機	50A以下	1基	
	面取器	ポリエチレン管用	3基	
	トーチランプ	ボンベ式	5基	
	鋼管接合機		2基	
	ブラハンマー		7基	
	やすり		3基	
管接合用機器	パイプレンチ		1式	
	ラジエット式レンチ		〃	
	スパナレンチ		〃	
	ウォーターポンププライヤー		〃	
	給水栓用プライヤー		〃	
水圧テストポンプ	水圧テスト計	記録用	1式	
	水圧テストポンプ	携帯用2.0MPA	〃	
工所用機械 他	コンクリート取壊し機	ブレーカー	2台	
	コンクリート取壊し機	アイオン	1台	
	コンクリート切断機	カッター	2台	
	転圧機	ランマプレート	各2台	
	軽トラック		4台	
	ライトバン		1台	
	ダンプトラック	3 t 級	2台	
	ユニック車	4 t 級	1台	
	小型バックホウ	0.06m ³ 級	1台	
	バックホウ	0.1m ³ 級	4台	
	バックホウ	0.22m ³ 級	1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 坂内造園土木
住 所	奈良市窪之庄町354番地
代表者氏名	代表取締役 坂内隆太

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市窪之庄町354番地
株式会社坂内造園土木

会社法人等番号	1500-01-000919	
商号	株式会社坂内造園土木	
本店	奈良市窪之庄町354番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成8年2月23日	
目的	1. 造園工事業 2. 土木工事業 3. 建築工事業 4. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない</u>	
	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 <div style="text-align: right;">令和 5年 3月31日変更 令和 5年 3月31日登記</div>	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>坂内利隆</u>	平成27年11月25日就任
		平成28年 1月 5日登記
		令和 2年 8月 7日辞任
		令和 2年 8月20日登記

	取締役 <u>坂内浩次</u>	平成27年11月25日就任
		平成28年 1月 5日登記
		令和 5年 3月31日辞任
		令和 5年 3月31日登記
	取締役 <u>坂内達也</u>	平成27年11月25日就任
		平成28年 1月 5日登記
	取締役 <u>坂内隆太</u>	平成27年11月25日就任
		平成28年 1月 5日登記
	奈良市窪之庄町354番地 代表取締役 <u>坂内隆太</u>	平成29年10月25日就任
		平成29年10月30日登記
	監査役 <u>坂内隆栄</u>	平成27年11月25日就任
		平成28年 1月 5日登記
令和 5年 3月31日退任		
令和 5年 3月31日登記		
<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成28年 1月 5日登記	
	令和 5年 3月31日廃止	
	令和 5年 3月31日登記	
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	令和 5年 3月31日廃止	令和 5年 3月31日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	令和 5年 3月31日廃止	令和 5年 3月31日登記

奈良市窪之庄町 3 5 4 番地
株式会社坂内造園土木

登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により 平成 1 4 年 7 月 2 5 日移記
----------------	--



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5 年 4 月 7 日
奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



定 款

株式会社坂内造園土木

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社坂内造園土木と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 造園工事業
2. 土木工事業
3. 建築工事業
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相

続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第 13 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総

会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役

又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社が取締役2名以上いるときは、代表取締役を置き、株主総会決議によって定める。

- 2 代表取締役は、社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第25条 社長は、会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 5年 4月 7日

株式会社坂内造園土木

代表取締役 坂内隆太



会社実印



第三一六四三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

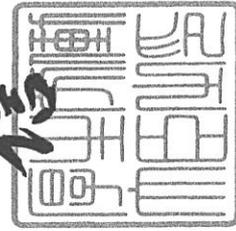
氏名 坂内 隆 太

昭和五十六年六月九日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第316432号 | 氏名 坂内 隆太



免状交付日 令和 5年 1月31日

生年月日 昭和56年 6月 9日

本籍 奈良県

研修修了日

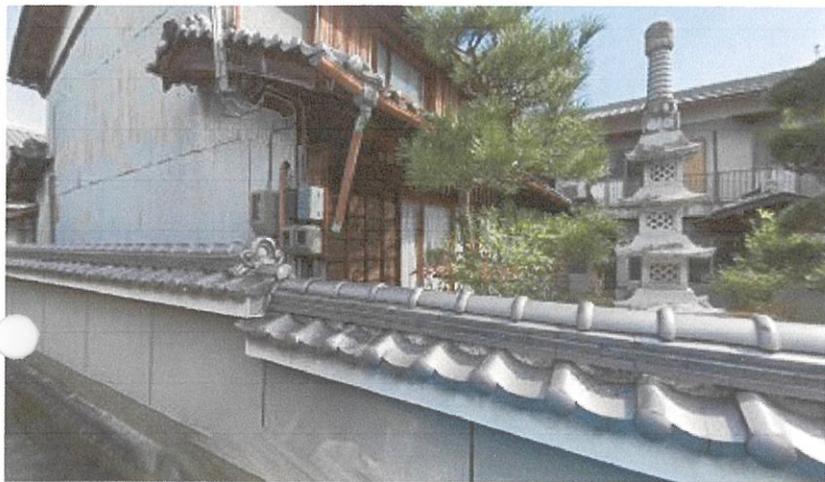
本証発行日 2023/03/01

有効期限 2028/03/31

所属会社名 株式会社坂内造園土木

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長

〒630-8431 奈良県奈良市窪之庄町 3 5 4

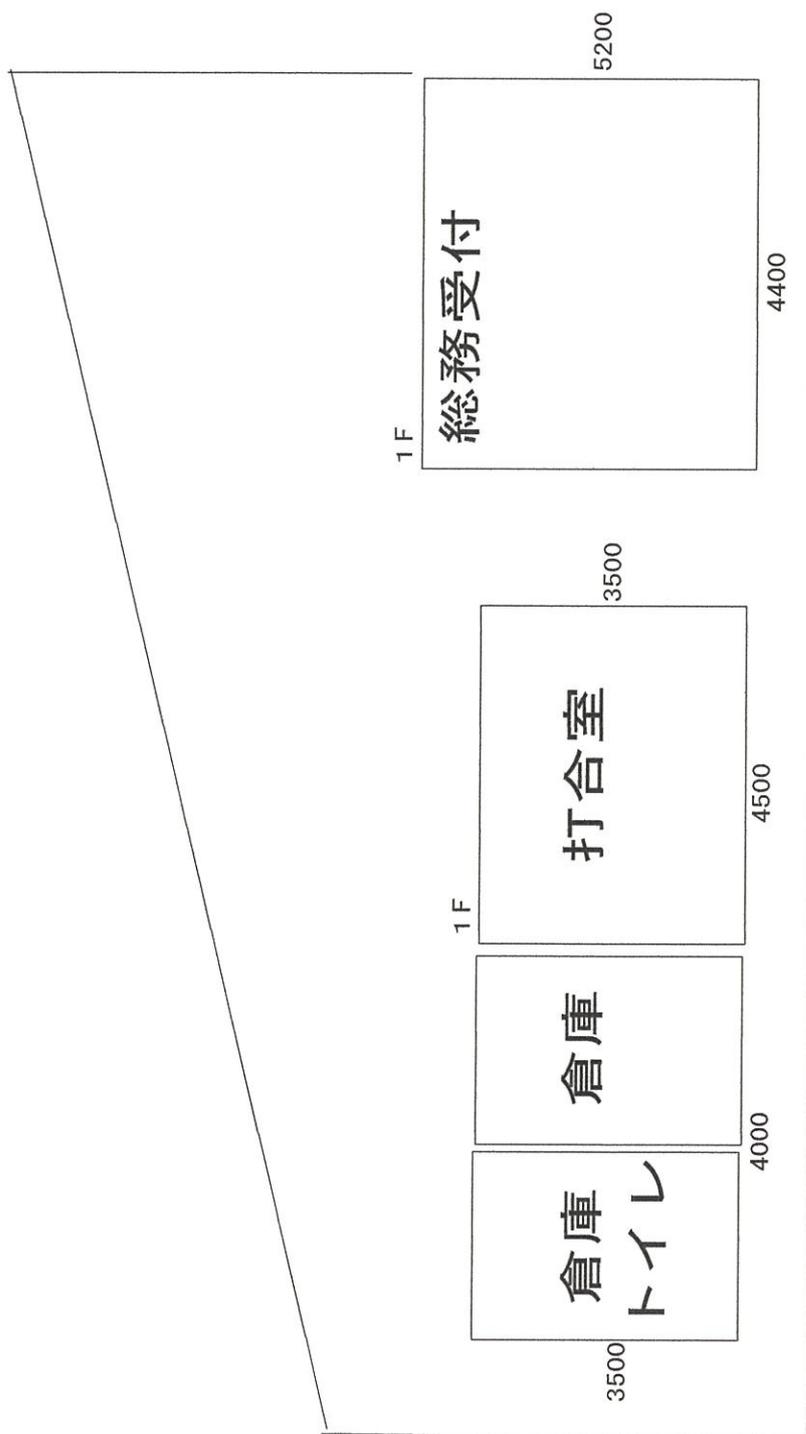


〒630-8431 奈良県奈良市窪之庄町
3 5 4

- ルート・乗換
- 保存
- 付近を検索
- スマートフォンに送信
- 共有

JRQM+MP 奈良市、奈良県

写真



(株) 坂内造園土木 営業所 平面図
 奈良市寔之庄町137-1

奈良市 露元在町 137-1



1F室内



社屋



1F打合せ室



2F



2F接客室



1F総務受付

ト 置場

十

奈良市 窪之庄町 354

一



当社駐車場(田中町353)



内観



入口



本社(窪之庄町354)

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{サカウチソウエンゴボウ} 株式会社 坂内範囲土木
 住所 〒630-8431 奈良市登元在町354番地
 代表者氏名 ^{坂内 隆太} 代表取締役
 電話番号 0742 63-0670
 FAX番号 0742 63-0670
 メールアドレス 0742 62-8778 sakauchi@alto.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 坂内造園土木
住 所 〒630-8431
代表者氏名 奈良市経元庄町354番地
代表取締役 坂内隆太

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 坂内造園土木	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
サカノ 坂内	第 316432 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一六四三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 坂内 隆太

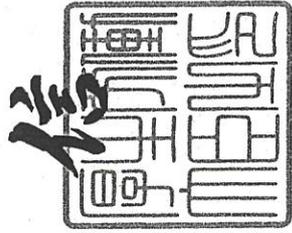
昭和五十六年六月九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣

加藤勝信



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第316432号 氏名 坂内 隆太



免状交付日 令和 5年 1月31日

生年月日 昭和56年 6月 9日

本籍 奈良県

研修修了日

本証発行日 2023/03/01

有効期限 2028/03/31

所属会社名 株式会社坂内造園土木

厚生労働大臣指定試験機関公益財団法人給水工事技術振興財団理事長